

新水道ビジョンと水道法改正案

一般社団法人 日本水道工業団体連合会 専務理事

宮崎 正信(前 厚生労働省 水道課長)

本資料は一部を除き厚生労働省
水道課より提供されたものです

1

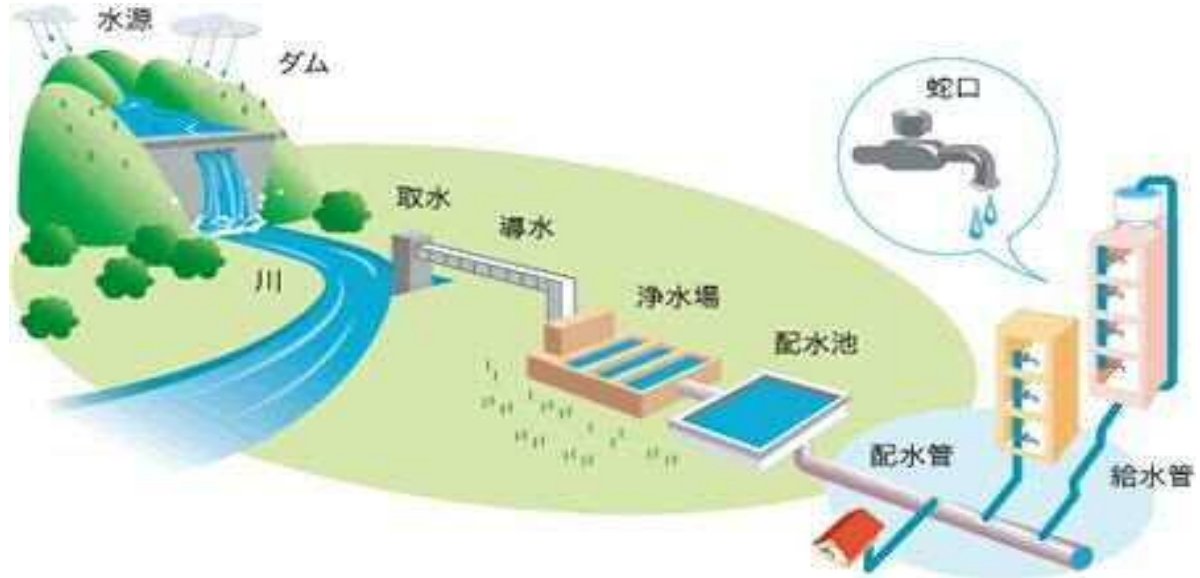
1. これまでの水道

2

水道の定義

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体（臨時に施設されたものを除く）【水道法第3条第1項】

水源から蛇口までの流れ



3

水道法における水道事業

水道事業：一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業

認可(厚労大臣又は知事)	上水道事業 (1,388 :うち大臣認可409) 給水人口が5,000人超の水道事業
水道用水供給事業(94 : うち大臣認可72) 水道事業者に対し水道用水を供給する事業	簡易水道事業(5,890) 給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

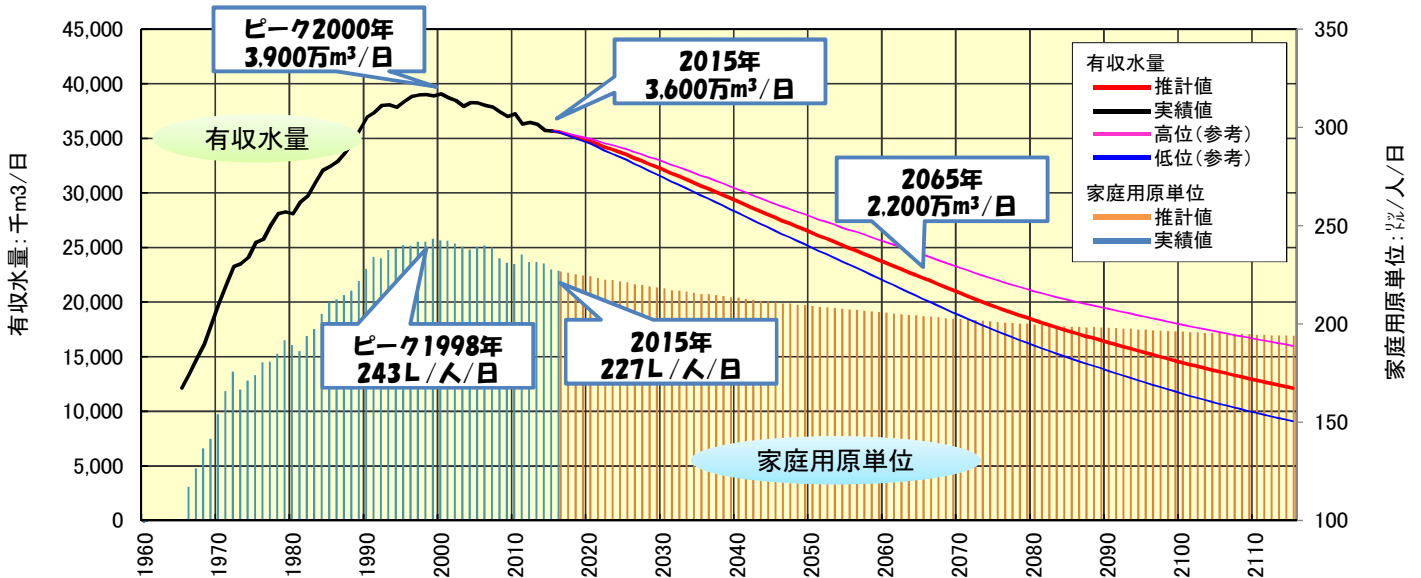
事業の認可・経営主体

- ・水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(給水人口5万人以下：都道府県知事)
- ・水道事業は原則として市町村が經營する。
- ・事業の変更、事業の休止又は廃止には認可(許可)を要する。

4

人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事業の経営状況は厳しくなってくる。

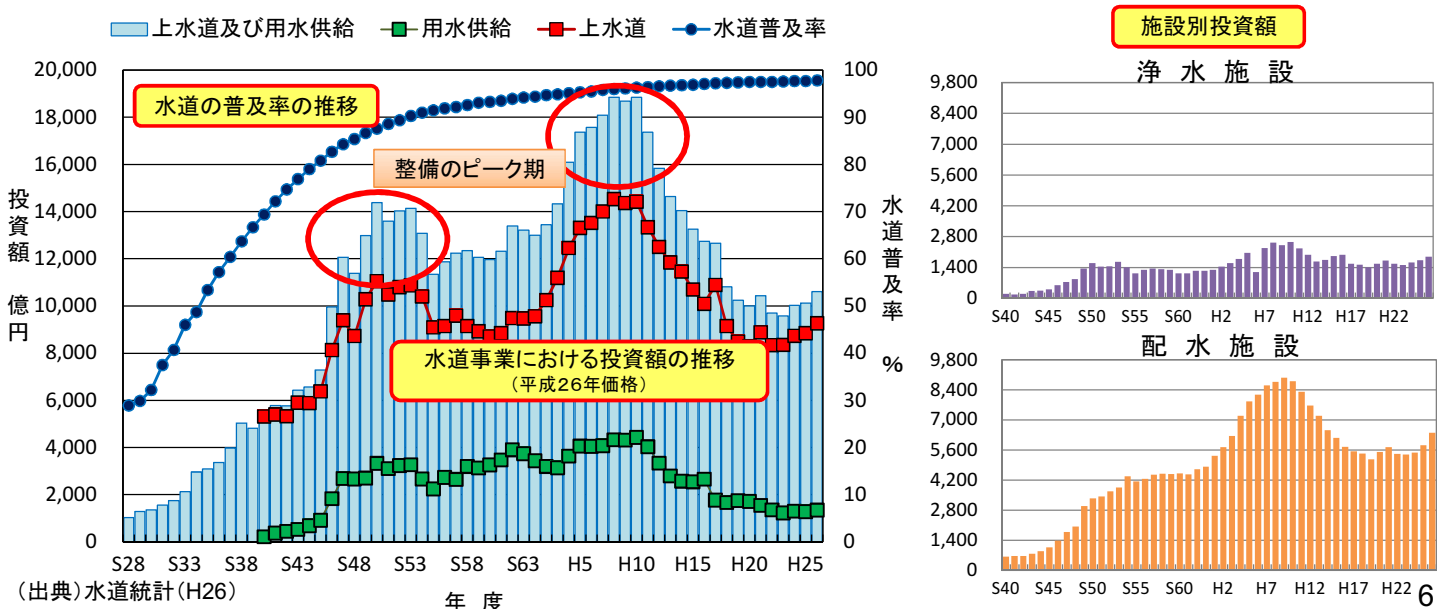


【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に上水道普及率(H27実績94.4%)を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。
 $家庭用有収水量 = 家庭用原単位 \times 給水人口$
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。
- ③高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、高度成長期に急激に上昇しており、その時代に投資した水道の資産(特に整備のピーク期)の更新時期が到来している。
- 投資額の約6割は送配水施設(主に管路)が占めている。整備のピークは2回とも、浄水施設+送配水施設と考えられるが、特に2回目は配水施設への投資額が格段に大きい。

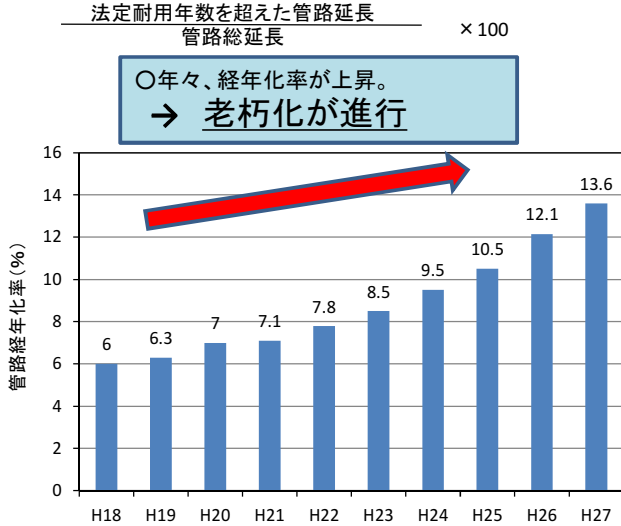


(出典)水道統計(H26)

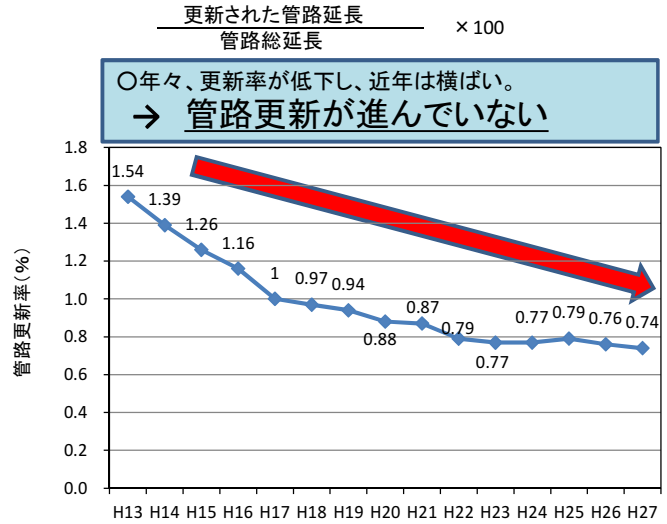
年度

- 水道管路の法定耐用年数は40年。
- 高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。

管路経年化率(%)



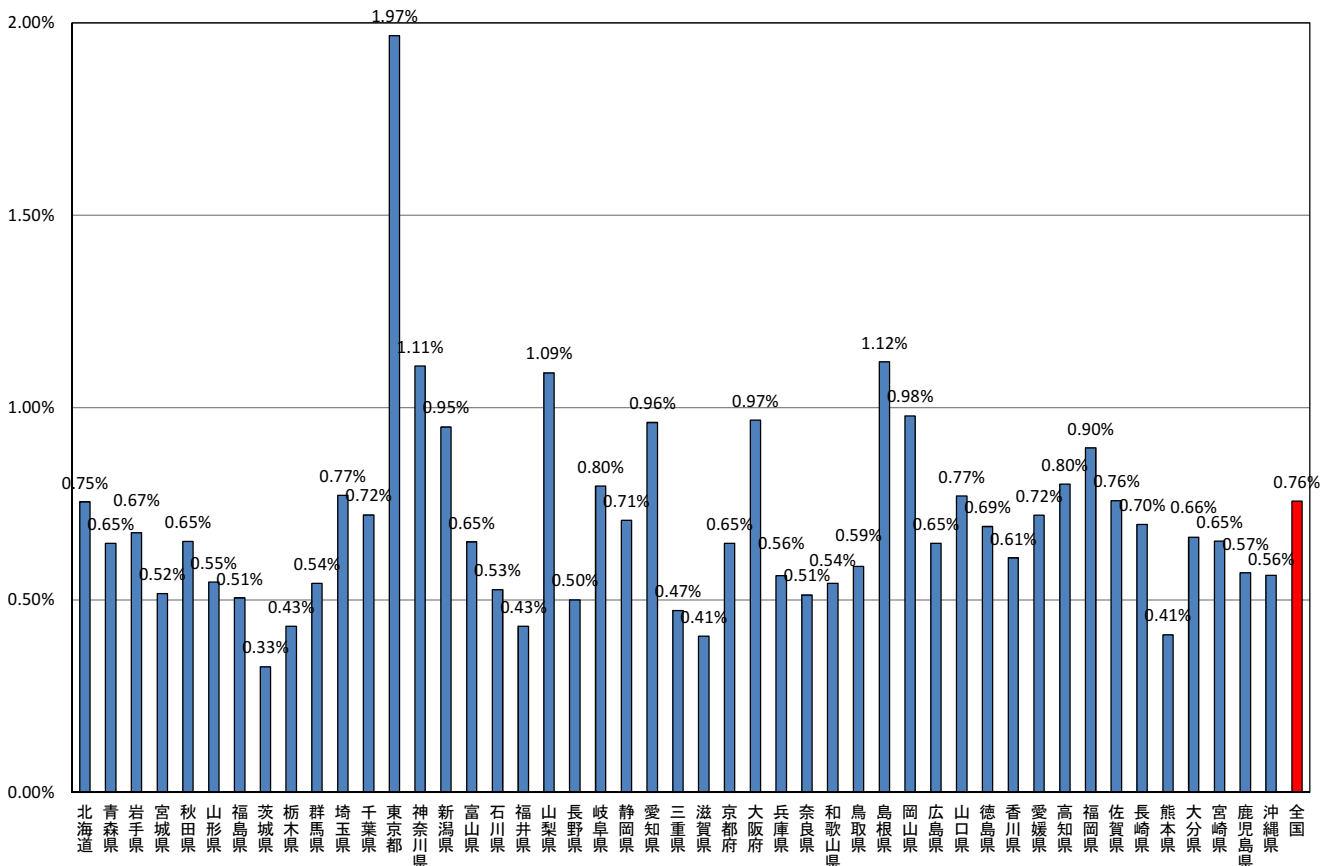
管路更新率(%)



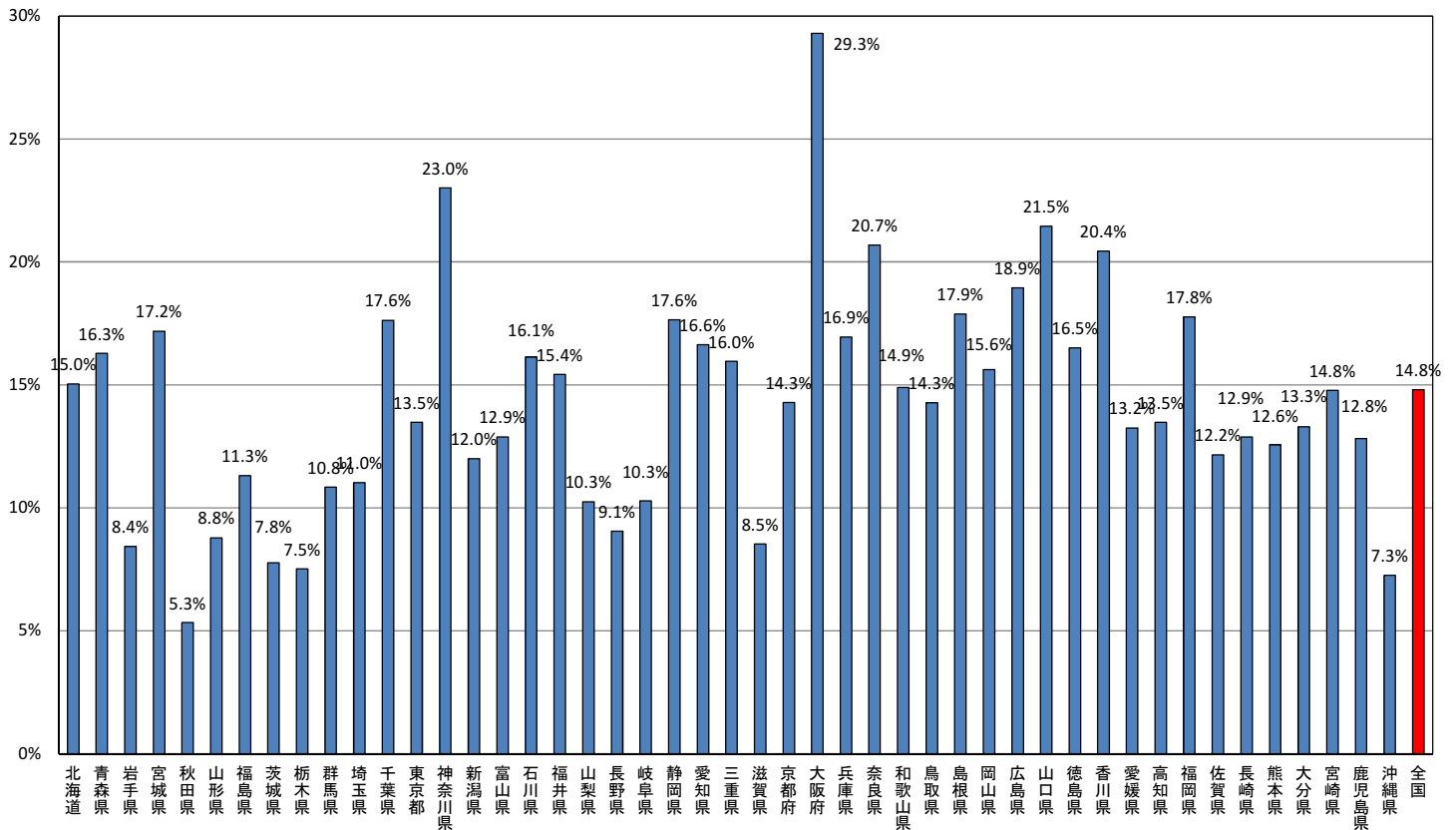
○H27年度の管路更新率0.74%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに130年以上も要することとなる。**

(出典)水道統計

都道府県別の管路更新率(平成26年度末)



都道府県別の管路経年化率(平成28年度末)



出典:平成28年度水道統計(速報値) 9

近年の地震による水道の被害状況

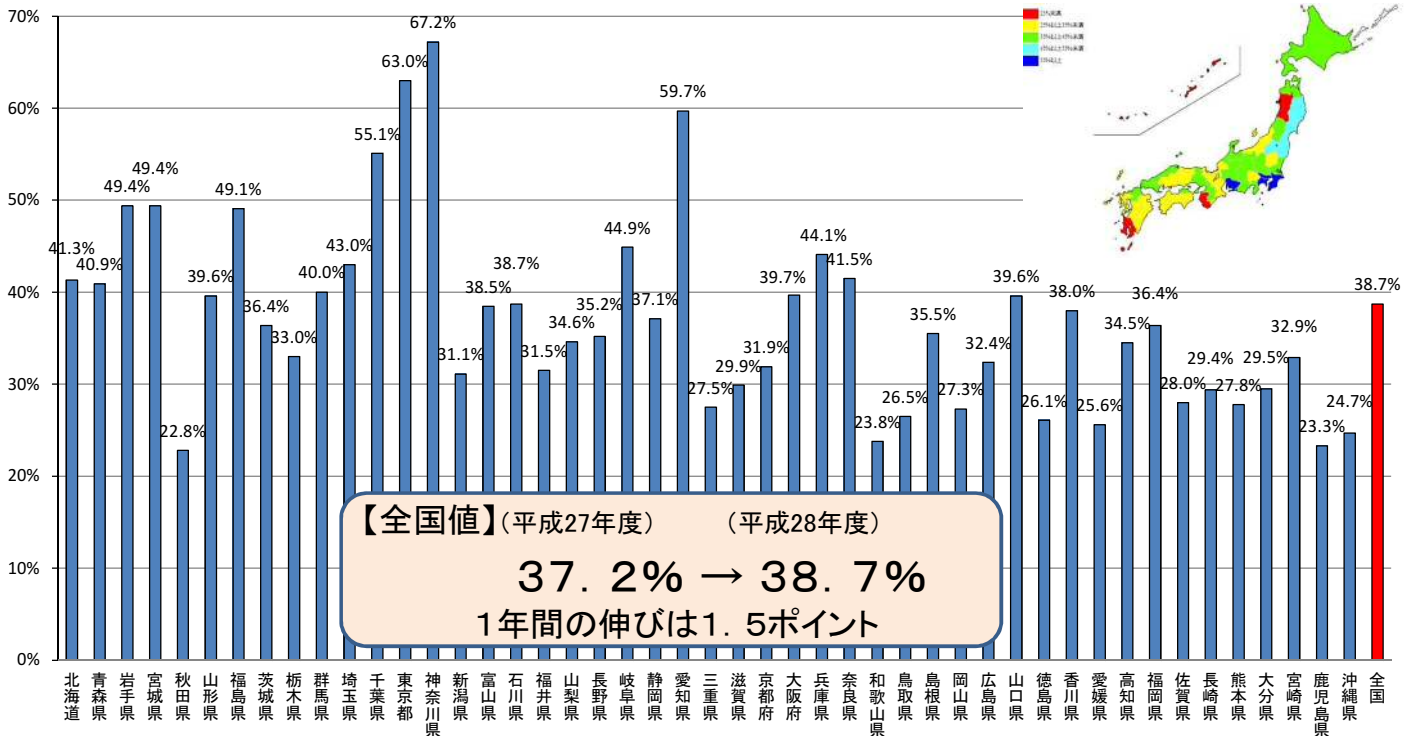
地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数(戸)	最大断水日数
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万	約3ヶ月日
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万	約1ヶ月 道路未復旧地域等除く
能登半島地震	平成19年3月25日	6強	6.9	約1.3万	13日
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約0.6万	18日 全戸避難地区除く
岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年7月24日	6弱	6.8	約0.1万	12日
駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日	6弱	6.5	※約7.5万	3日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約257万	約5ヶ月 津波地区等除く
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約0.1万	24日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万	約3ヶ月半 家屋損壊地域除く
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万	4日

※駿河湾を震源とする地震で断水戸数が多いのは緊急遮断弁の作動によるものが多数あったことによる。10

水道基幹管路の耐震適合率(平成28年度末)

水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある基幹管路の割合は38.7%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

※基幹管路の耐震適合率(KPI)：50%[H34](国土強靱化アクションプラン2017(平成29年6月6日国土強靱化推進本部決定)より)



(出典)厚生労働省水道課調べ 11

水道施設における耐震化の状況(平成28年度末)

基幹管路

- 平成27年度から1.5ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

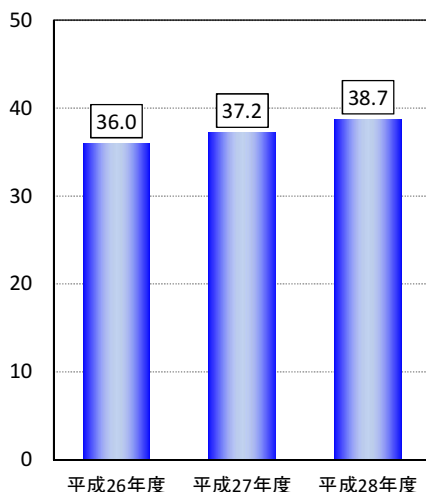
浄水施設

- 処理システムの全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

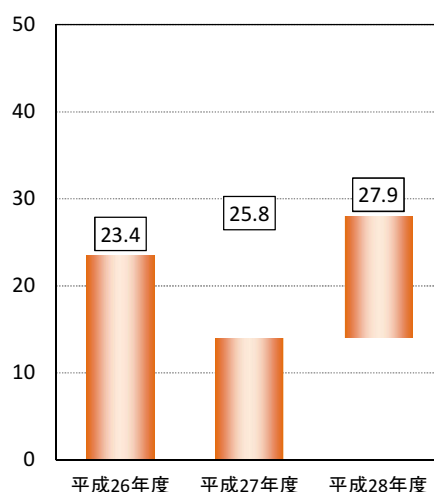
配水池

- 単独での改修が比較的しやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

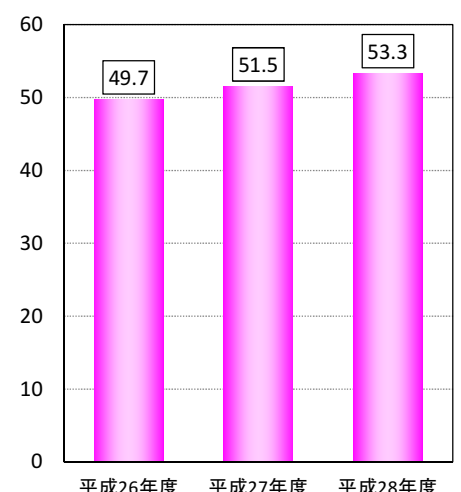
耐震適合率(%)



耐震化率(%)

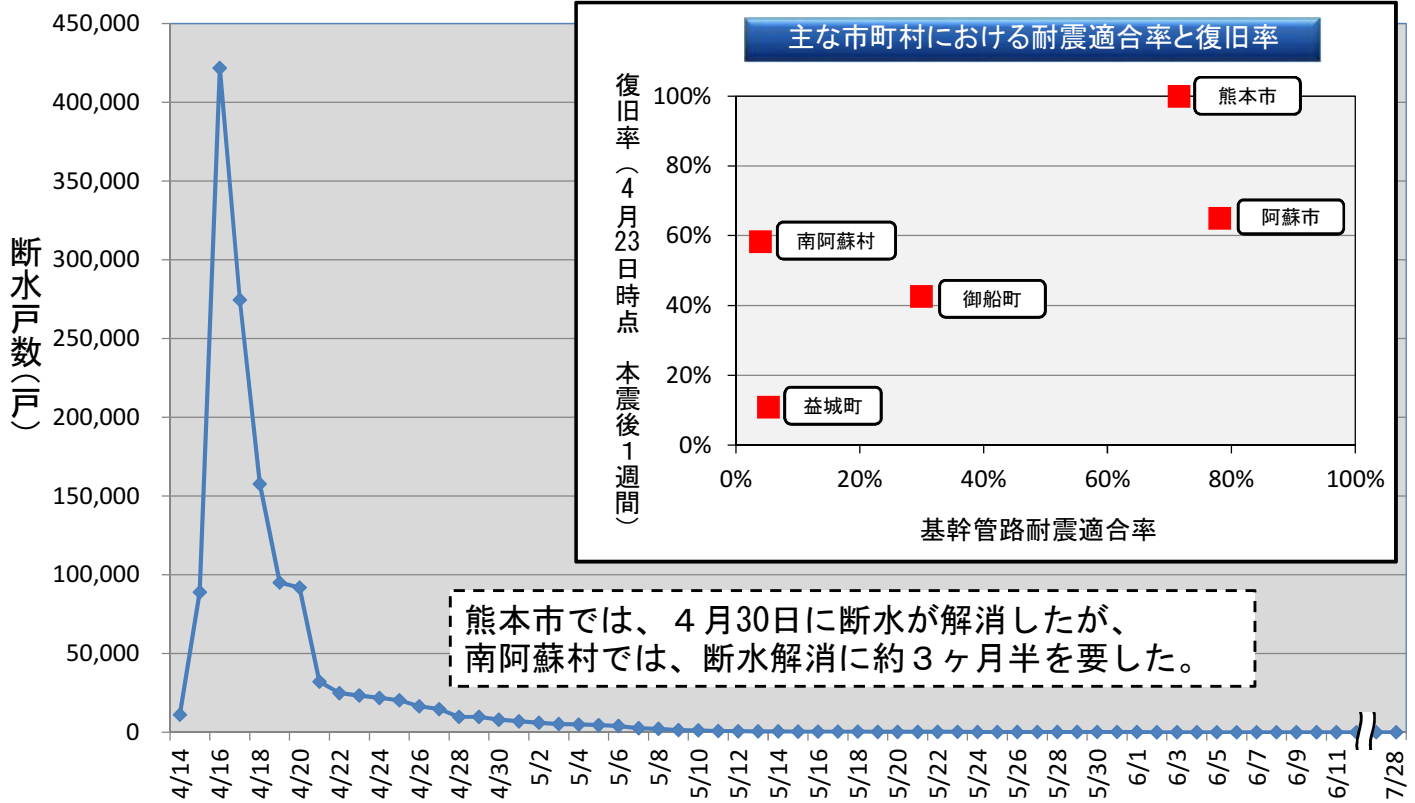


耐震化率(%)



(出典)厚生労働省水道課調べ 12

熊本地震における水道の復旧状況



※4/27以降、地震により家屋等が大きく損壊した地域における断水戸数は、地域の復興見込みに合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため、集計する際の断水戸数に含めないこととした。

被害状況(熊本市)



近年の大雨等による被害

時期・地域名	断水戸数	最大断水日数
平成23年7月 新潟・福島豪雨	約 5. 0万戸	68日
平成23年9月 台風12号 (和歌山県、三重県、奈良県等)	約 5. 4万戸	26日 全戸避難地区除く
平成25年7・8月 梅雨期豪雨 (山形県、山口県、島根県等)	約 6. 4万戸	17日
平成26年7～9月 梅雨・台風・土砂災害 (高知県、長野県、広島県、北海道等)	約 5. 5万戸	36日
平成27年9月 関東・東北豪雨 (茨城県、栃木県、福島県、宮城県)	約 2. 7万戸	11日
平成28年1月 寒波による凍結被害 (九州を中心とした西日本一帯、1府20県)	約 50. 4万戸	6日
平成28年8月 台風10号等による豪雨 (北海道、岩手県等)	約 1. 7万戸	40日
平成29年7月 九州北部豪雨 (福岡県、大分県)	約0. 3万戸	24日 家屋等損壊地域除く

平成28年8月 台風10号等による豪雨



南富良野町 水管橋破損



岩泉町 水道管破損

平成29年7月 九州北部豪雨



朝倉市
がれき(土砂や流木)が堆積し
浄水機能が停止した杷木浄水場

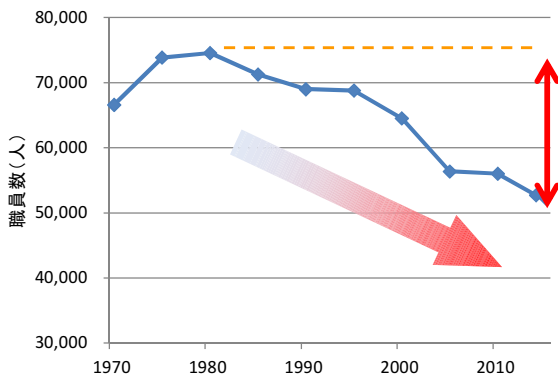
水道事業の職員数

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民との連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

水道事業における職員数の推移

職員数の減少

水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない

給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1~3人の職員で水道事業を運営している

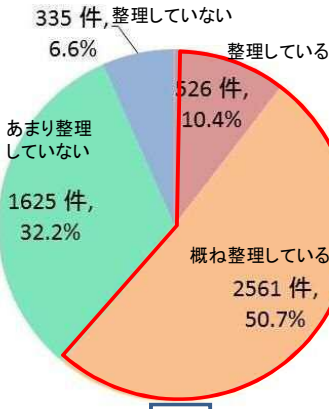
給水人口	事業ごとの平均職員数						(参考)事業数
	事務職	技術職	技能職 その他	合計			
					最多	最少	
100万人以上	335	486	125	946	3,758	347	15
50万人~100万人未満	74	110	15	199	380	109	14
25万人~50万人未満	35	65	9	109	204	34	59
10万人~25万人未満	16	22	2	40	168	12	161
5万人~10万人未満	9	10	1	20	76	4	223
3万人~5万人未満	6	4	0	10	33	3	229
2万人~3万人未満	4	3	0	7	21	2	156
1万人~2万人未満	3	2	0	5	21	1	288
5千人~1万人未満	2	1	0	3	20	1	230
5千人未満	1	0	0	1	2	1	6

※職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均
 ※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数
 出典：水道統計(H27)

水道事業者の水道施設データの整理状況について

- 水道施設のデータを整理している(台帳整備がされている)水道事業者は全体の約61%。
- 上水道事業では、約74%がデータを整理しており、簡易水道事業では約56%が整理しているにとどまり、やや上水道事業に比べて遅れている状況。
- 台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。

○データの整理状況(全体)

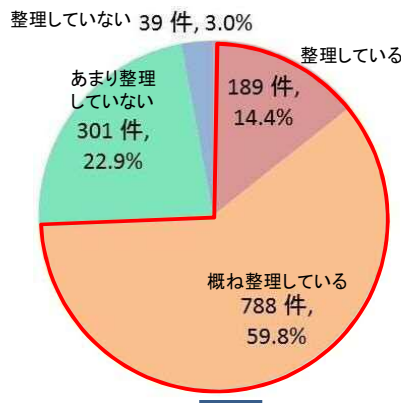


約61%の事業者が、必要データが検索できるようにデータを整理している。

台帳整備率6割

内訳

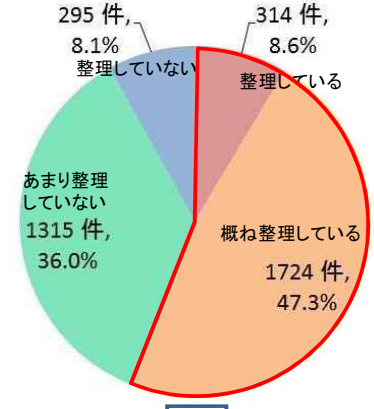
○上水道事業者の整理状況



上水道事業者のうち、約74%はデータを「整理」「概ね整理」しているを選択。

上水道事業者の台帳整備率7割

○簡易水道事業者の整理状況



簡易水道事業者のうち、データを「整理」「概ね整理」を選択したのは約56%にとどまる。

簡易水道事業者の台帳整備率6割

水道施設の点検の実態について

- 日常点検の実施率は、管路が約40%、コンクリート構造物が約61%、機械・電気・計装設備が約88%。
- 定期点検の実施率は、管路が約26%、コンクリート構造物が約9%、機械・電気・計装設備が約72%。

※管路の機能を維持する方法として、点検のほか、時間計画保全により更新する方法がある。

	日常点検	定期点検
管路	<p>【実施事例】 ○ルート上の目視による漏水調査 ○弁類等の開閉確認 ○水管橋・道路橋添架管の目視調査</p>	<p>【実施事例】 ○漏水・音聴調査 ○大口径仕切弁・空気弁の清掃点検 ○定期洗管</p>
コンクリート構造物	<p>【実施事例】 ○巡視時の目視点検</p>	<p>【実施事例】 ○目視点検とテストハンマやクラックスケールを併用した検査 ○潜水業者による点検 ○配水池から水を抜き内部点検 ○配筋探査、圧縮強度試験及び中性化試験</p>
機械電気計装設備	<p>【実施事例】 ○減圧弁、流量計などの目視点検 ○異音、振動、臭い、熱などの点検 ○テレメータによる遠隔常時監視</p>	<p>【実施事例】 ○ポンプ設備、電気設備、次亜注入設備等の保守点検 ○絶縁抵抗、保護継電器特性試験、水質計器点検 ○ポンプのグリスアップ</p>

(出典) 平成28年12月厚生労働省水道課調べ

水道事業のアセットマネジメントの定義

アセットマネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

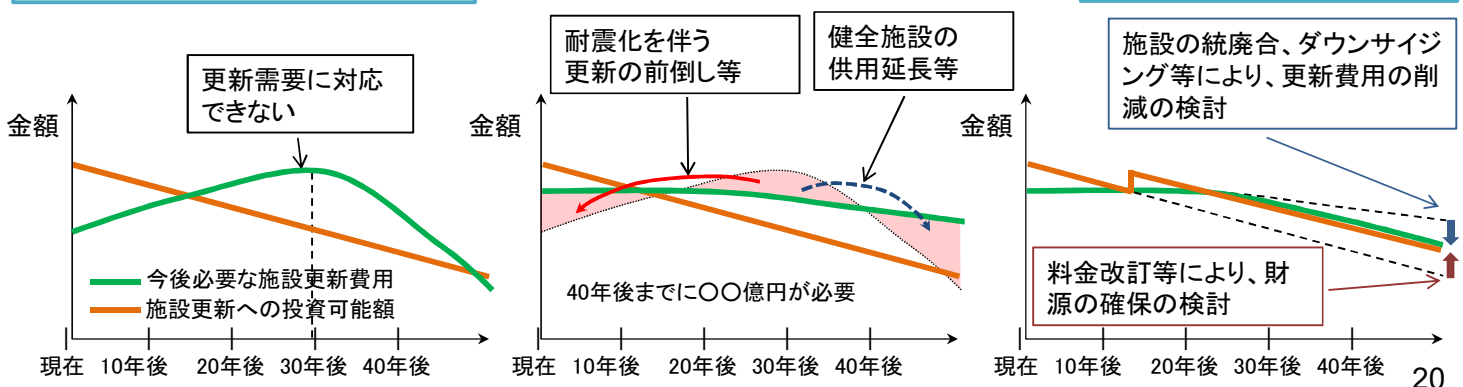
【アセットマネジメントの構成要素】

- ①施設データの整備(台帳整備)
- ②日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ④施設整備計画・財政計画等の作成

「更新需要(今後必要な施設更新費用)」と「財政収支の見通し(施設更新への投資可能額)」の比較

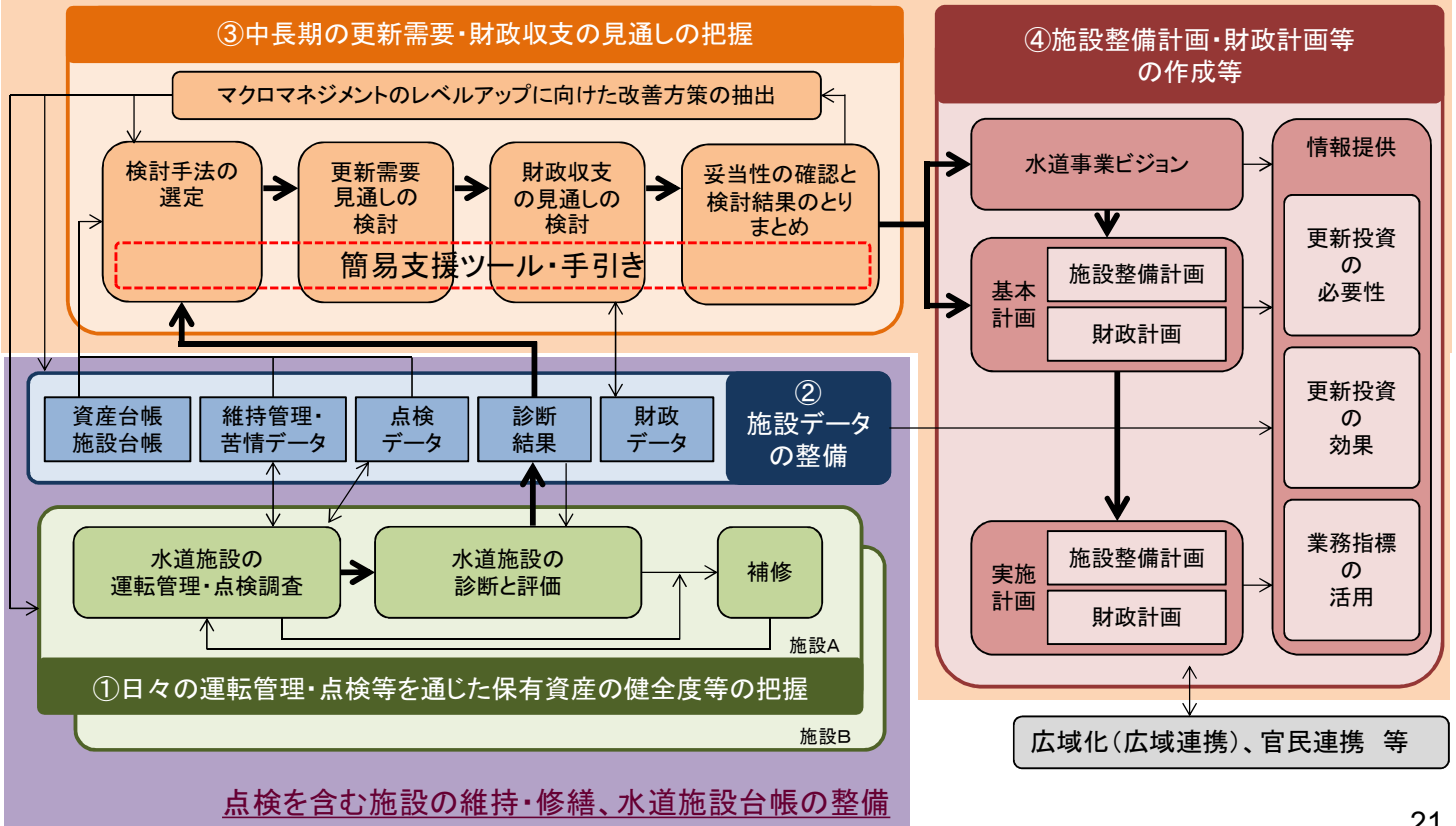
更新需要の平準化

持続可能な事業運営に向けた施設整備計画・財政計画等の作成



アセットマネジメントの実施サイクルによる適切な資産管理の推進

水道施設の計画的な更新等



21

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年度の約3割から平成28年度の約7割と増加。

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1,440
	実施事業者数	494	174	146	52	29	75	970
	割合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	調査事業者数	881	218	164	59	29	90	1441
	実施事業者数	547	193	152	56	29	82	1059
	割合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H27からH28への割合の伸び(ポイント)		7.6%	4.9%	-1.5%	0.4%	0.0%	4.9%	6.1%

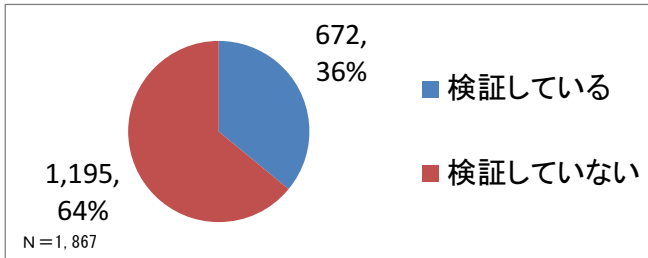
注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

(平成29年1月末時点)

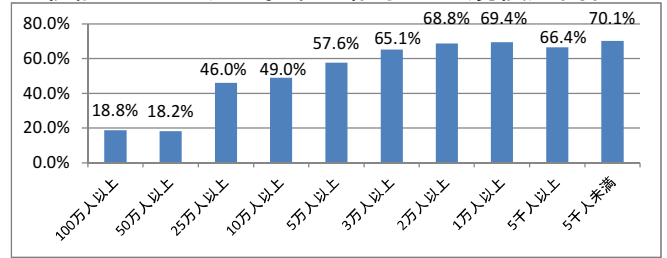
22

水道料金制度に関する実態調査 (平成29年7月厚生労働省・総務省調べ)

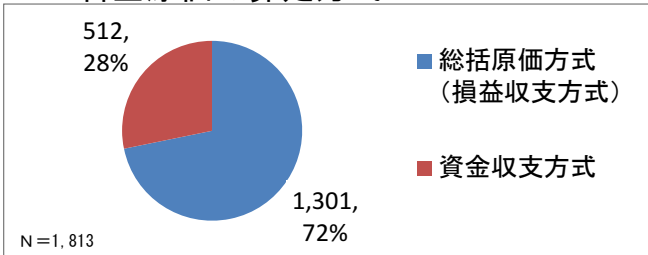
1. 料金改定の必要性の定期的な検証



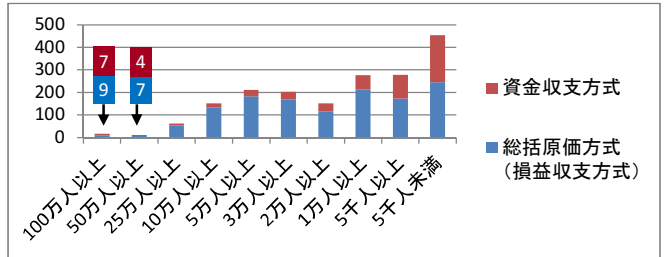
※検証していない事業の給水人口規模別割合



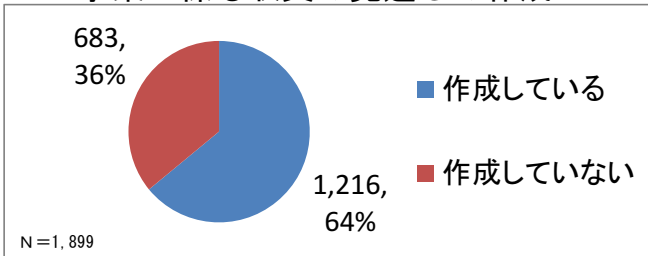
2. 料金原価の算定方式



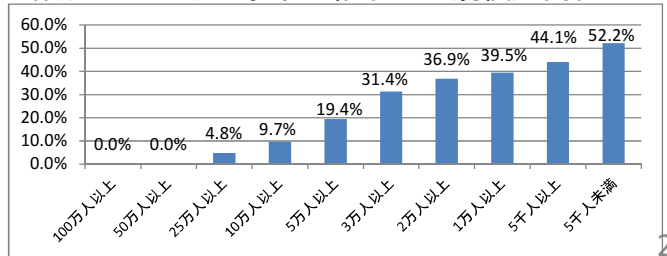
※料金原価の算出方法 (給水人口規模別事業者数)



3. 事業に係る収支の見通しの作成



※作成していない事業の給水人口規模別割合



広域連携の検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、**39道府県**で協議会等の組織が設置され、多様な形態の連携について検討が行われている。
- ※ 東京都は都がほぼ一元的に水道事業を実施しており、香川県は香川県広域水道企業団がほぼ県全体の水道事業を実施している。
- ※ その他、協議会等の組織が設置されていない県についても広域連携に関する検討体制は設置されている。

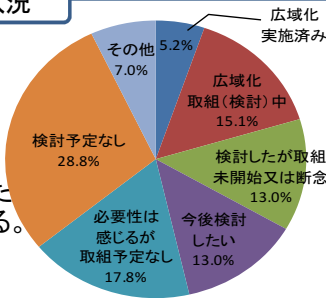
都道府県名	協議会等名称	都道府県名	協議会等名称
北海道	地域別会議	京都府	市町村水道事業連絡会議
青森県	青森県水道事業広域連携推進会議	大阪府	広域化等基盤強化に係る意見交換会
岩手県	岩手県水道事業広域連携検討会	兵庫県	地域別水道事業広域連携協議会
宮城県	水道事業連絡協議会	奈良県	県域水道一体化市町村説明会
秋田県	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会「水道事業の広域連携」作業部会	和歌山県	水道事業懇談会
山形県	水道事業のあり方検討会	島根県	島根県水道事業の連携に関する検討会
福島県	水道基盤強化検討会	岡山県	岡山県水道事業広域連携推進検討会
茨城県	水道事業等の広域連携に係るブロック別会議	広島県	広島県水道事業推進会議
栃木県	市町村等水道事業広域連携等検討会	徳島県	水道事業のあり方研究会
群馬県	広域連携検討会	愛媛県	愛媛県水道事業経営健全化検討会
埼玉県	埼玉県水道広域化実施検討部会	高知県	水道広域連携検討会
神奈川県	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会	福岡県	地域別検討会等
新潟県	水道事業の経営基盤強化等に関する勉強会	佐賀県	圏域会議
富山県	水道事業の経営合理化等に関する検討会	長崎県	水道事業の広域連携に関する検討会
長野県	圏域水道事業広域連携検討会	熊本県	水道基盤強化に関する研修会
岐阜県	岐阜県水道事業広域連携研究会	大分県	水道事業の広域連携に関する検討会議
静岡県	行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会	宮崎県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討部会
愛知県	愛知県水道広域化研究会議	鹿児島県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会
三重県	水道事業基盤強化勉強会	沖縄県	沖縄県水道事業広域連携検討会
滋賀県	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会		

水道広域化が進まない要因

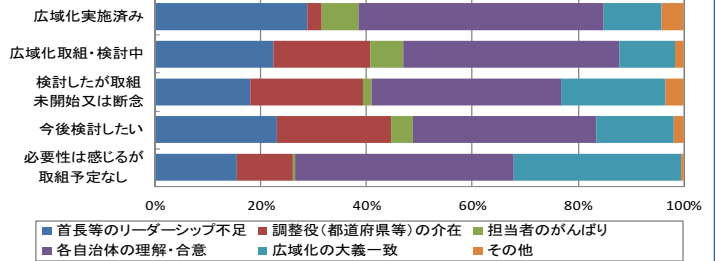
- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組(検討)を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業者間格差が課題となっている。
- ✓ 事業者自身が**広域化検討の契機を捉えられない**状況にあることから、**広域化の足掛りを与える推進役として都道府県の積極的な関与**が望まれる。

広域化に向けた取組(検討)状況

- ・ 広域化に向けた取組(検討)を行っていない事業者が、全体の約7割。
- ・ 広域化の必要性を感じつつも、全体の約5割が、広域化に向けた取組(検討)予定がないとしている。



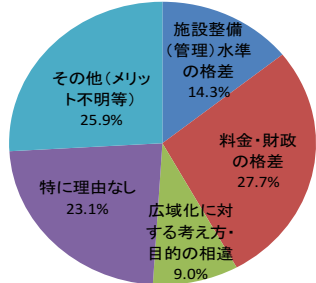
検討を進める上で重要な点



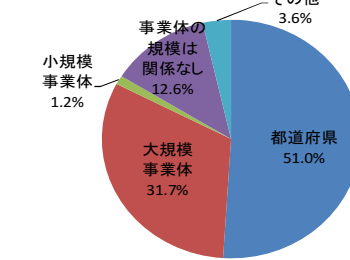
広域化検討の阻害要因

- ・ 広域化に取り組んでいない事業者では、料金格差など事業者間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている。
- ・ 一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業者も見られる。

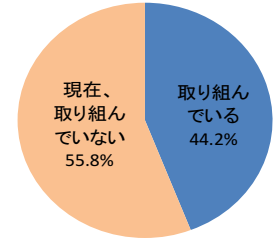
広域化に取り組んでいない事業者が考える阻害要因



広域化の推進役



都道府県の取組状況



- ・ 広域化に向けた事業者の機運や要請がないとの意見が見られるが、都道府県の積極的な関与が望まれる。

(出典)「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査(官民連携及び広域化等の推進に関する調査)」(H27.3) 厚生労働省水道課

事例1：岩手中部地域の広域化(垂直・水平統合)

- ✓ 平成26年4月 事業統合(岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町)
- ✓ 計画概要：平成36年度目標、計画給水人口217,400人、計画1日最大給水量83,500m³

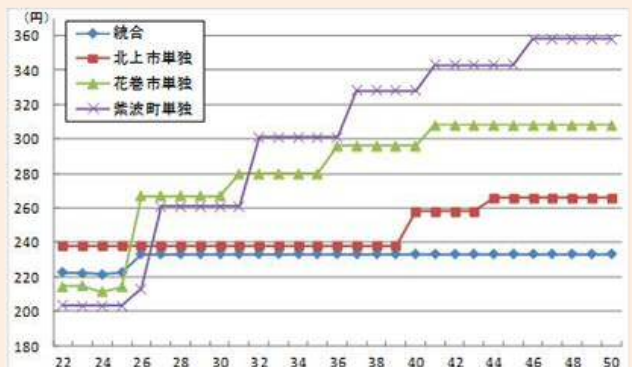
統合により期待される効果

① 水道専属職員の確保及び技術の継承

② 水源・水道施設の統廃合及びバックアップ体制の構築



③ 単独経営よりも、水道料金の値上げ幅を抑制



④ 財政力・資金力が確保でき、集中投資が可能(管路更新を60年サイクルで実施可能) ※配水管：法定耐用年数40年

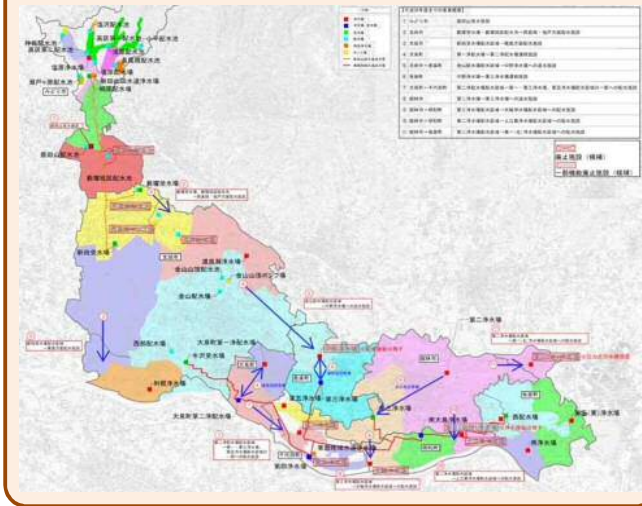
(出典)「岩手中部水道広域化事業計画」を基に作成

事例2：群馬東部地域の広域化（水平統合）

- ✓ 協定締結：平成25年10月「群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定書」
- ✓ 構成市町：太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
- ✓ 統合期日：平成28年4月(予定)
- ✓ 新事業名：群馬東部広域水道事業(団体名：群馬東部水道企業団)

統合により期待される効果

① 施設の統廃合による効果的な整備、更新事業費及び維持管理費の削減



② 供給単価の維持（料金値上げの抑制）

区分	収益的収支の損益	内部留保資金の残高	料金改定の必要性	
単独ケース	太田市	平成34年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率 小
	館林市	平成34年度に赤字	平成24年度の65%程度	必要、改定率 中
	みどり市	平成29年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率 小
	板倉町	平成25年度に赤字	平成28年度に資金ショート	必要、改定率 大
	明和町	平成28年度に赤字	平成36年度に資金ショート	必要、改定率 大
	千代田町	平成28年度に赤字	平成33年度に資金ショート	必要、改定率 大
	大泉町	平成28年度に赤字	平成24年度と同程度	必要、改定率 小
邑楽町	平成28年度に赤字	平成36年度に資金ショート	必要、改定率 大	
広域化ケース	平成36年度まで黒字	平成24年度と同程度	必要なし	

③ 水源・浄水場の水運用の再構築による安定供給体制の向上

④ 資金力が確保でき、危機管理体制の強化など災害対策の推進が可能

(出典)「群馬東部水道広域化基本計画」を基に作成

事例3：埼玉秩父地域の広域化（水平統合）

- ✓ 構成団体：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合
- ✓ 統合期日：平成28年4月(予定)
- ✓ 新団体名：秩父広域市町村圏組合(既存組合の一事務とする予定)

統合により期待される効果

① 施設の統廃合による更新費用及び維持管理費の削減



② 統合後、民間委託の活用を推進し、職員の適正再配置による削減及びそれに伴う人件費の削減

③ 単独経営よりも、水道料金の値上げ幅を抑制

④ 集中的な投資の平準化など、柔軟な事業計画とすることが可能

④ 人材・技術力の確保及び連絡管の整備により、危機管理体制が強化される

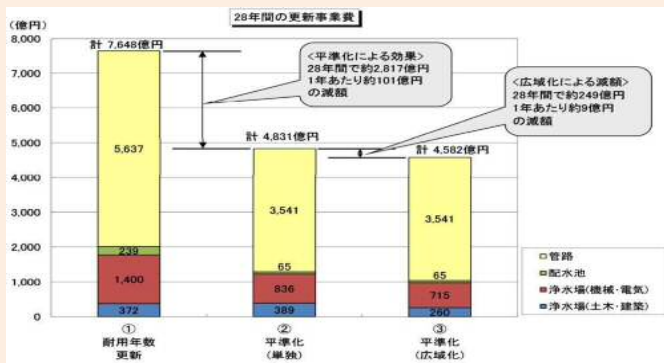
(出典)パブリックコメント参考資料「秩父地域水道事業広域化基本計画(案)」(平成27年2月)を基に作成

事例4：香川県の広域化検討（垂直・水平統合）

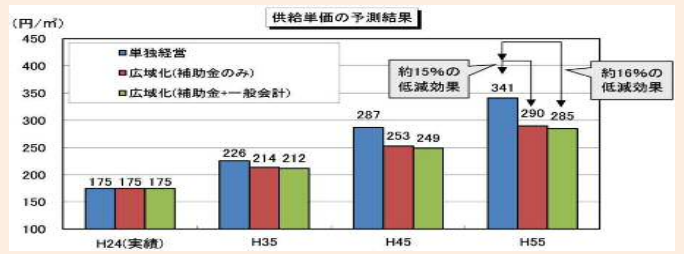
- ✓ 平成26年10月 香川県及び16市町が広域化方針を了承
- ✓ 平成27年4月に広域水道事業体設立準備協議会を設置予定。引き続き企業団設立に向けて調整を進めている。

統合により期待される効果

① 水道施設の統廃合により更新事業費を抑制

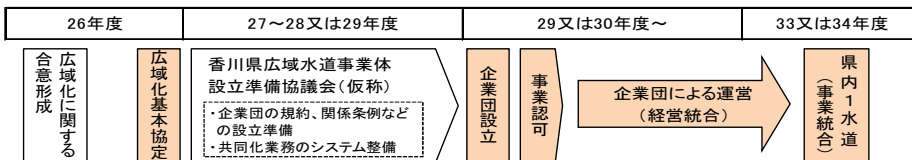


② 単独経営よりも、供給単価の上昇を抑制（水道料金の値上げ幅を抑制）



③ 水源の再編および一元的管理により地域間の水融通を効率化

(参考) 広域化スケジュール



(出典)「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」を基に作成

事例5：北奥羽地区水道事業協議会（広域連携）

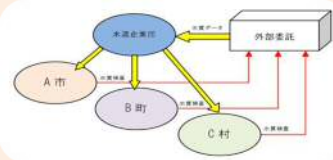
- ✓ 平成26年6月 青森県南及び岩手県北の21事業体が広域連携の実施について合意
- ✓ “できるところから”の広域化として、施設等の共同化を平成27年度より順次、実施。

広域連携（共同化）の内容

① 水源・施設の共同化（地域ごとに検討）

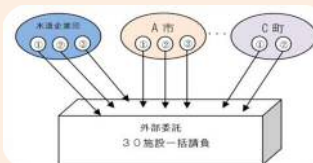
② 水質データ管理の共同化

- ⇒ 水質管理の一元化
- ⇒ 危機管理対応の強化



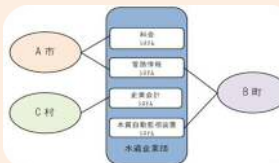
③ 施設管理の共同化 ～設備台帳の整理～

- ⇒ 将来的な一括管理委託を見据え、管理水準の標準化



④ システムの共同化

- ・管路情報(マップ)システム
- ・料金管理システム
- ・財務会計システム



県域を越えた連携



事業の連携拡大による安定化や収益改善、財政基盤の安定経営の持続につながる事が期待される。

(出典)「北奥羽地区水道事業協議会資料」を基に作成

事例6：沖縄県の広域化への取組（用供範囲拡大）

- ✓ 平成26年11月 沖縄県及び本島周辺離島8村が水道広域化へ基本合意(覚書締結)
- ✓ 水道広域化の第1段階として、平成33年度までに、県企業局が離島8村において水道用水供給事業を拡大実施する。（次の段階で、統合の検討を行う予定。）

広域化（用供範囲拡大）の効果

① 用水受水による離島の
給水原価引き下げ
(水道料金の低減)

② 水質・水量の安定化

③ 本島事業者の技術支援
による離島簡易水道の
技術力の向上

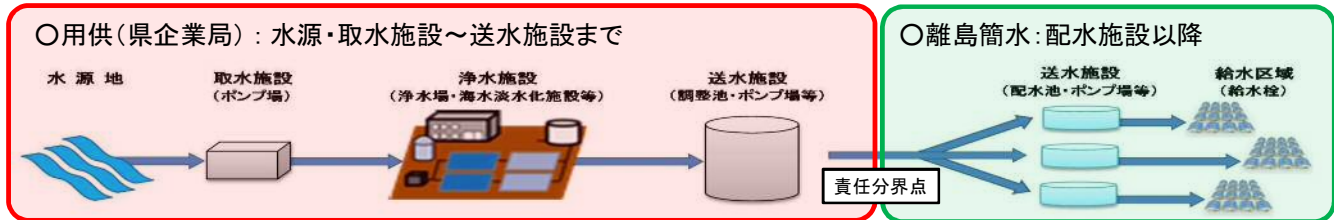
10m ³ 当たり水道料金	
北大東村	3,535円
南大東村	3,354円
粟国村	3,250円
渡名喜村	2,620円
伊是名村	2,300円
伊平屋村	2,289円
座間味村	1,917円
渡嘉敷村	1,687円
本島平均	1,265円

※平成24年度実績



(沖縄県資料を基に作成)

【用供と離島簡水との責任分界】



課題

○小規模事業者が水道事業を行う難しさ

職員数の不足、技術的・経営的ノウハウの継承
日常業務が精一杯、計画的な対応困難

災害対応(応援、受け入れ)

※平時から対応を行っておくことが重要

○事業者間の連携・協力の重要性

○施設及び管路の耐震化の促進

○アセットマネジメントによる計画的な更新の重要性

○必要な予算の確保

○消費者を含めた関係者の問題意識の共有

2. 水道ビジョンと水道法の改正

新水道ビジョンの策定

平成16年6月 水道ビジョンを策定

水道のあるべき将来像について、関係者が共通の目標を持ち、その実現に向けて取り組んでいくための具体的な施策や工程を示す。

～ 水道ビジョン(平成16年6月)の策定から8年以上が経過 ～

- 東日本大震災による水道施設の大規模な被災の経験
 - 人口減少社会の到来により事業環境が一層厳しくなる懸念
- 平成24年2月から新水道ビジョンの検討を開始

新水道ビジョン(平成25年3月公表)

枚挙にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数減少によるサービス水準の影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

【 基本理念 】

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

取組みの方向性

方策推進の要素

安全
安全な水の供給

強靱
強靱な水道の構築

持続
持続性の確保

挑戦

将来の課題に挑戦する意識を持って取り組むこと

連携

関係者間の連携によって方策を推進すること

方策の推進

役割分担の明示

- ✓都道府県ビジョンの策定
- ✓水道事業ビジョンの策定

各種方策の推進(例)

- ✓アセットマネジメントの徹底
- ✓水道施設のレベルアップ
 - ・施設更新、耐震化
- ✓広域化・官民連携等による組織力アップ

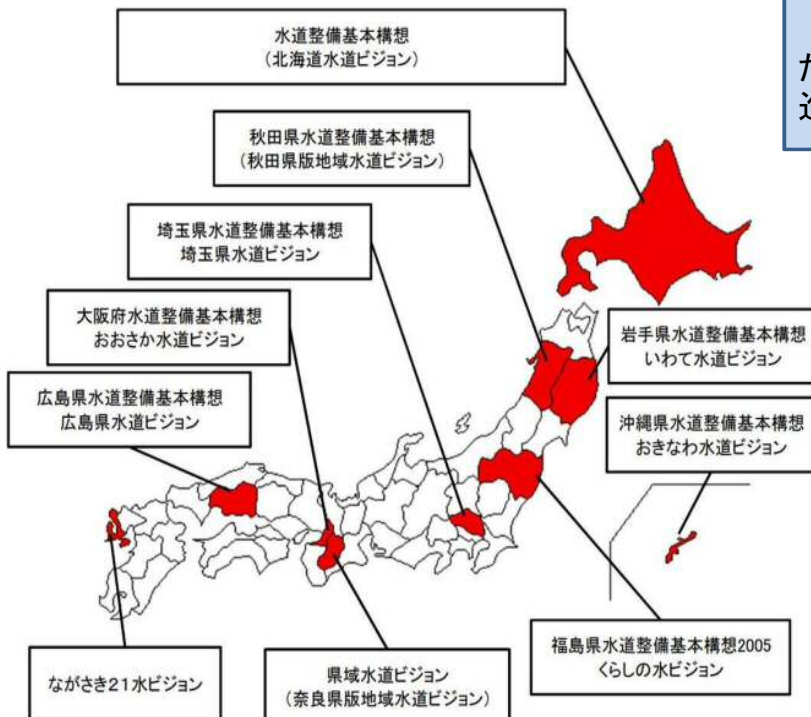
新水道ビジョンの推進

水道の理想像	安全	強靱	持続
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲める水道 ・適正な水質管理体制 ・統合的アプローチによる対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に対応できる水道 ・適切な施設更新、耐震化 ・被災してもしなやかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民から信頼され続ける水道 ・長期的に安定した事業基盤 ・人口減少社会を踏まえた対応
	○「挑戦」の意識・姿勢 ○関係者間の「連携」		
当面の目標点	水道関係者の 連携 により、全ての水道が 安全な水 を確保	全ての水道事業者が、 最重要給水拠点に関する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了	全ての水道事業者が、 資産管理(アセットマネジメント) を実施
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な水源の保全と確保 ○ 水源に応じた水道施設の整備 ○ 浄水処理における水質管理 ○ 水質情報の需要への広報・周知体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全水道施設の耐震化を段階的に実施 ○ 災害時においても、必要最小限の供給を可能とするため、給水拠点となる施設の強化 ○ 災害時に関係者との連携による応急給水・応急復旧活動が展開できる給水手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設全体を細やかに管理・運営 ○ 老朽化施設の更新 ○ 持続的な経営に必要な財政基盤の強化 ○ 基幹的な業務に携わる専門性を有した職員の確保

都道府県水道ビジョンの策定状況

平成25年12月1日現在

都道府県ビジョン策定状況



47都道府県のうち、都道府県水道ビジョンを策定しているのは、10道府県となっている。
都道府県ごとの地域の実情に応じたビジョンの策定とその取り組み推進のための施策展開が望まれる。

都道府県水道ビジョン策定済
《10道府県》

新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標設定等の必要性について意見交換を実施するなど、連携した検討をお願いしたい。

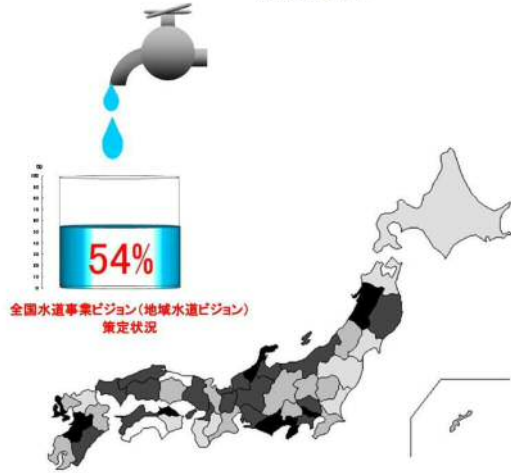
都道府県水道ビジョン未策定
《37都府県》

新水道ビジョンを踏まえ、戦略的アプローチをはじめ様々な実現方策の実施のため、イニシアティブを発揮し、意見交換を実施するなど連携した体制でビジョン策定を推進されたい。

水道事業ビジョンの策定状況（上水道事業）

平成25年12月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）策定状況（上水道事業）
《事業数割合》



全国の上水道事業（1429）のうち、水道事業ビジョンを策定している事業は、777事業となっている。

各水道事業の状況に応じたビジョンの策定とその取り組みの推進を図るべき。

全国の上水道事業のうちビジョン策定済み
《777事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や周辺の事業体との意見交換等を行い、必要に応じてビジョンの改訂の検討をお願いしたい。

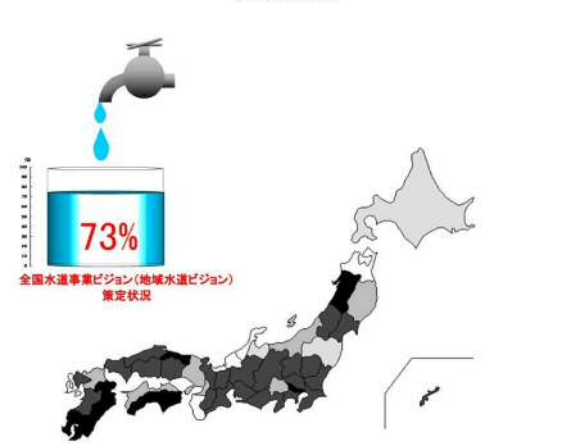
全国の上水道事業のうちビジョン未策定
《652事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や周辺の事業体との意見交換等を行い、速やかにビジョン策定の検討をお願いしたい。

水道事業ビジョンの策定状況（水道用水供給事業）

平成25年12月1日現在

都道府県別水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）策定状況（水道用水供給事業）
《事業数割合》



全国の水道揚水供給事業（94）のうち、水道事業ビジョンを策定している事業は、69事業となっている。

各地域の実情に応じたビジョンの策定とその取り組みの推進を図るべき。

全国の水道揚水供給事業のうちビジョン策定済み
《69事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、将来像を適確にとらえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や受水事業体との意見交換等を行い、必要に応じてビジョンの改訂の検討をお願いしたい。

全国の水道揚水供給事業のうちビジョン未策定
《25事業》

●新水道ビジョンを踏まえ、将来像を適確にとらえ、新たな目標と実現方策の設定等につき、都道府県や受水事業体との意見交換等を行い、速やかにビジョン策定の検討をお願いしたい。

都道府県水道ビジョン（手引き）の構成

作成主体 都道府県水道行政担当部局

○都道府県水道ビジョンの記載事項

- 1 ビジョンの趣旨（必要性や対象地域、目標年度）
- 2 一般概況
- 3 水道の現況
- 4 圏域区分の設定
- 5 給水量の実績と水需給の見通し
- 6 現状分析と課題の抽出
- 7 将来目標の設定とその実現方策
- 8 策定後のフォローアップ

○目標設定

- ・50年～100年先を視野に理想像を設定する。
- ・策定後10年程度の具体的な目標を設定する。
- ・全ての水道事業において、アセットマネジメント、水安全計画、施設耐震化計画が策定できていることが望ましい。
- ・したがって、管内の水道事業においてこれらの策定作業が所要のスケジュールで現実的に推進できるよう配慮する。（できることに・・・100%とする）

○ビジョン作成の手順

- 1 管内水道事業との意見交換の場を設置
- 2 圏域設定に関する関係者間調整
- 3 水需給計画の算出（水源計画への反映）
- 4 目標設定と目標年度を決定
- 5 実現方策（具体的取り組み等）の検討
- 5 水道事業ビジョンとの整合（整合しない場合も主導的に方向性を定める）
- 6 都道府県を超えた範囲（近隣府県）の連携

○ビジョン作成の留意事項

- ・水道整備基本構想の位置づけとして、**広域的水道整備計画と整合**して包含されたものであるとともに、**水道事業者の意見を反映しつつ、主導的に策定**する。
- ・地域の実情を適確にとらえ、**関係者と連携して発展的広域化**に取り組み、もって水道のレベルアップを図る。
- ・**簡易水道の統合**によって、目標とする最終形を示し、公営企業会計適用レベルを目指すための技術支援のスキームに配慮する。
- ・**戦略的アプローチ**（アセット、水安全計画、耐震化計画等）に取り組めるよう、技術支援のスキームに配慮する。 39

水道事業ビジョン（手引き）の構成

作成主体 水道事業者（同一市町村内に複数ある場合には一つにまとめることが基本）

○水道事業ビジョンの記載事項

- 1 水道事業の現状評価・課題
- 2 将来の事業環境
- 3 地域の水道の理想像と目標設定
- 4 推進する実現方策
- 5 検討の進め方とフォローアップ

○目標設定

- ・長期的には、50年～100年先を視野に理想像を設定する。
- ・短期的には、策定後10年程度の具体的な目標を設定する。
- ・長期的には、都道府県水道ビジョンに設定された圏域内の水道事業における整備計画や目標設定を踏まえて、当該水道事業の課題解決に必要な目標を設定する。
- ・短期的には、**戦略的アプローチ**（アセットマネジメント（持続）、水安全計画（安全）、施設耐震化計画（強靱））を推進することを基本とし、さらに当該水道事業の課題解決に必要な目標を設定する。

○各水道事業の実情に応じた作成手法

- 1 大規模水道事業
自らビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手し、周辺地域との連携を積極的に展開する。
- 2 中小規模水道事業
ビジョン策定作業を通じて、引きに基づき、水道事業ビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手
- 3 水道用水供給事業
連携すべき圏域手引きに基づき、水道事業ビジョン策定及び改訂のための検討に速やかに着手

○ビジョン作成の留意事項

- 1 都道府県水道ビジョンによる圏域設定や実現方策と整合しつつ、**必要に応じ事業者間で連携**して作成する。
- 2 **戦略的アプローチ**（アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画）による持続、安全、強靱の取り組みは、全ての水道事業において推進する。
- 3 ビジョンを作成することが目的ではなく、課題解決の取り組みを推進するための**マスタープランとして、実効性のある内容（実現方策）を盛り込む**。

水道事業ビジョンの記載概要例

1 現状評価と課題

・水道事業ガイドライン(JWWAQ100)に基づく業務指標(PI)を活用するなどして定量的に評価し、課題を抽出する。

2 将来の事業環境

(1) 外部環境

・人口減少及びそれに伴う施設効率の低下、水源汚染、気候変動による水源の安定性など、将来の水道の事業環境を記載する。

(2) 内部環境

・水道事業が現状及び将来に直面する施設の老朽化、資金の確保及び職員の減少について記載する。

3 地域の水道の理想像と目標設定

・「持続」「安全」「強靱」の理想像と目標設定を記載する。

4 推進する実現方策

・短期的(5から10年)には、戦略的アプローチ(アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画)を中心に、各水道事業の実情に応じて早期に取り組むべき方策を記載する。

・長期的(50~100年)な視野で、推進すべき方策について、新水道ビジョン第7章「重点的な実現方策」を参考に、必要な事項を記載する。

5 検討の進め方とフォローアップ

・学識経験者、住民及び関係者等の意見を広く取り入れ、検討を進める手法を記載する。

・連携と挑戦の姿勢で、地域における各水道事業のポジションを踏まえ、実情を勘案した推進手法を記載する。

・水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進し、定期的なレビュー等により、必要に応じ改訂していく。

41

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

1 開催概要

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会(以下「懇談会」という。)は、全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催するもの。

これまでの開催概要と今後の予定は、下表のとおり。

2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。

3 開催イメージ

3~4ヶ月間隔を目処に全国各地区において順次開催する予定。

平成25年度に2箇所実施。平成26年度には4箇所にて開催を計画しており、全国各地にて開催したい。

ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション(盛岡市にて)



開催日程	開催概要	先進事例
《 第1回 》 平成25年11月25日 (月)	対象地域 北海道・東北地域を対象に開催 開催場所 岩手県盛岡市 参加人数 7道府県から計64名	ゲストスピーカー3名 北海道(官民連携を視野に入れた広域的連携) 八戸圏域水道企業団(県域を越えた発展的広域化推進) 岩手県矢巾町(住民との連携)
《 第2回 》 平成26年2月21日 (金)	対象地域 九州・沖縄地域を対象に開催 開催場所 福岡県福岡市 参加人数 8県から計110名	ゲストスピーカー4名 北九州市(中核的な水道事業の広域化) 大牟田市・荒尾市(共同浄水場と官民連携) 宮崎市(多様な手法による水供給の取り組み) 沖縄県(県が主導する広域化検討)
《 第3回~ 》 平成26年度以降	対象地域 (イメージ) 関東地域、中部北陸地域、関西地域、中四国 地域においてそれぞれ開催したい。	各地において、新水道ビジョン推進のため参考となる先進的事例等を実際に取り組むキーマンの方にゲストスピーカーを依頼する。

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- ・ 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中(H27年度13.6%)。
- ・ すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- ・ 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- ・ 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・ 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・ 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- ・ 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

43

改正の趣旨

水道法の一部を改正する法律案の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで)。

44

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状・課題

- 水道の普及率は97.9%(平成27年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1381の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が950と多数存在(平成27年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正案

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

45

2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正案

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

46

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

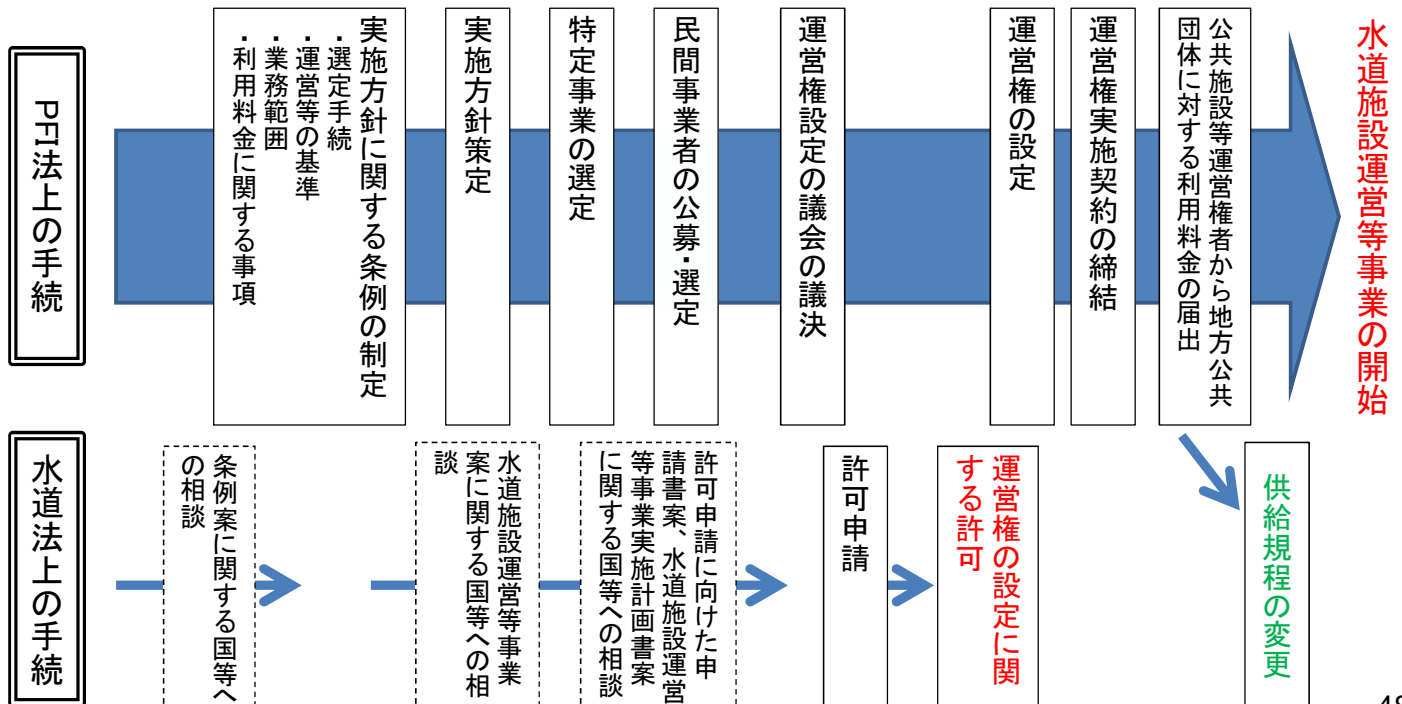
改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
 - ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら收受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

47

民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

水道施設運営権の設定を行おうとする地方公共団体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく手続を行うとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。



48

コンセッション事業の許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣等の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣等は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

(実施計画書の記載事項)

- 対象となる水道施設の名称及び立地
- 事業の内容
- 運営権の存続期間
- 事業の開始の予定年月日
- コンセッション事業者(予定)が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置
- 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 事業の継続が困難となった場合における措置
- コンセッション事業者(予定)の経常収支の概算
- コンセッション事業者(予定)が自らの収入として収受しようとする利用料金
- その他厚生労働省令で定める事項(実施契約終了時の措置に関する事項等を規定することを想定)

(許可基準)

- 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。
 - ✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - ✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
 - ✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

49

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者 → H27：23万1千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
 - ・ 違反工事件数：1,718件 (H27)
 - ・ 苦情件数：4,077件 (H27)

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正案

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。
- ※ 従来の指定の要件を変更するものではない。
(参考)指定の基準
 - ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
 - ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等
- ※ 既存指定工事事業者の最初の更新時期を分散させ、事務の平準化を図ることを予定。
 - ・ 平成26年度以降に指定⇒施行後5年は指定が有効
 - ・ 平成25年度以前に指定⇒指定を受けている期間の長さに応じて段階的に5年を超えない有効期間を政令に規定

50

5. その他の主な改正事項(第11条、第14条、第39条の2関係)

1. 事業の休止及び廃止に関する事項(第11条)

○ 地方公共団体以外の水道事業者(※)が、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止の許可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないものとすること。

※ その給水人口が政令で定める基準(関係者と調整)を超えるものに限る。なお、改正法第24条の4に基づく水道施設運営権者は含まない。

2. 供給規程に関する事項(第14条)

○ 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとする。

※ 「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を運営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。

3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項(第39条の2)

○ 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。